

<保育の必要性の「ある」・「なし」について>

- ◆ 東郷町が定める下記一覧の「保育を必要とする事由」のいずれかの項目に保護者である父・母それぞれが該当している場合は、保育の必要性があるとされ、審査により認定されます。
- ◆ 審査のための証明書類は、父に関する書類と、母に関する書類のそれぞれが必要となります。

<東郷町における保育の必要性の認定要件>

- ◆保護者（父・母ともに）が以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当すること

就 労	月60時間以上就労している	(外勤・内職) 就労証明書 ・ 事業主の証明が必要 (農業従事者) 農業証明書 ・ 農業委員の証明が必要 (自営業)：自営業証明書 ・ 事業所が町内にある場合は、民生委員の証明が必要。町外の場合は、営業実態がわかる資料。
出産前後	出産前後である(産前産後各2か月間)	母子健康手帳の出産(予定日)欄の写し
保護者の疾病・障がい	病気または心身の障がいにより、保育ができないと認められる	・ 医療機関の診断書 (保育が困難な状態がわかるもの) ・ 障害者手帳、療育手帳等の写し (氏名と障がいの程度)
同居家族の介護・看護等	病気や心身に障がいのある家族を常時介護又は看護している	・ 医療機関の診断書 (保育が困難な状態がわかるもの) ・ 障害者手帳、療育手帳等の写し (氏名と障がいの程度) ・ 民生委員・児童委員の証明
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない	罹災証明等
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を常時かつ継続的に行っている (雇用保険制度の給付に基づく90日まで)	求職活動申告書 (求職活動の証明が必要)
就 学	就学・技能習得のため保育ができない	学生証のコピー又は在学証明書(原本)及び時間割の写し
育児休業	育児休業取得中に、3歳児以上の兄姉が新規に入所する	産前より働いていた事が分かり、かつ育児休業期間が記載された就労証明書
その 他	その他特別な事情により家庭で保育できない場合	要相談